

別紙

諮問第 1 7 8 4 号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求に対し、警視總監が令和 5 年 12 月 14 日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件不開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和 6 年 10 月 2 日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和 8 年 3 月 9 日に実施機関から理由説明書を収受し、同年 5 月 27 日（第 240 回第三部会）及び同年 6 月 24 日（第 241 回第三部会）の 2 回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書等における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件不開示決定について

審査会が本件開示請求の内容を確認したところ、審査請求人本人が、特定日時場所において、特定警察署の特定警察職員から職務質問及び取調べ等を受けたという事実に関して作成された一切の文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであった。

審査請求人は、本件開示請求に係る情報について、保護すべき個人情報には当たらない、また、自分についての情報を知りたいにもかかわらず、実施機関が個人情報保護を盾にして開示を拒否することは合理性を欠くなどと主張する。

これに対し実施機関は、本件開示請求につき、本件請求文書の存否を答えることにより、特定の個人が特定警察署の特定警察職員に取り扱われた事実の有無が明らかとなり、条例7条2号に規定する特定の個人を識別することができる情報を開示することになること、また、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日11政都情第366号）7条2号関係第2、3が、「本号は、個人に関する一切の情報は不開示を原則とする趣旨である。したがって、開示請求者が、自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、第三者からの開示請求の場合と同様に取り扱う。」と定めていることから、審査請求人自身に係る情報であっても、第三者が開示請求を行った場合と同様に取り扱うものであるため、条例10条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する本件不開示決定を行った旨説明する。

イ 本件不開示決定の妥当性について

審査会が検討するに、本件請求文書に係る事実の有無は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。また、実施機関の説明のとおり、条例に基づく開示請求は自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、第三者からの請求と同様に取り扱うもので、開示請求者の属性は開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

したがって、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することになるため、条例10条に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表 本件開示請求

請求内容	平成○年(○年)○月○日、私が旅行をしている最中、○○区の○○駅の地下通路を歩いていると、何の不審な動きもないのに急に警察官から声をかけられ、職務質問を受けさせられた。○○が見つかったことでパトカーに乗せられた。着いた先は○○警察署(以下、○○署と呼ぶ)の建物内で、取り調べを担当した人物から、やってもいない罪を疑われたり、何の罪でもないようなことで厳しい叱責を受けたりと、散々な目にあわされた。職務質問の開始(○:○頃)から、○○署の建物を出ることができたとき(○:○頃)までの○時間にわたる一連のできごとを、ここでは事件と呼ぶ。 (1) 平成○年(○年)○月○日に○○署内で起きた「事件」とその後の経過(裁判開始まで)について、警察側が作成した文書の一切 (2) 平成○年(○年)○月○日に○○署内で起きた「事件」を受けて、裁判の被告になり苦情も受け取った立場として警察側が作成した文書の一切 (3) 平成○年(○年)○月○日に○○署内で起きた「事件」の周辺動向を記した文書の一切
------	--